

**白山市松任文化会館、白山市鶴来総合文化会館及び
白山市松任学習センター 指定管理者募集要項**

地方自治法第244条の2第3項及び白山市文化会館条例第3条、白山市松任学習センター条例第4条の規定により、以下のとおり施設の管理を行う指定管理者を募集します。

1 対象施設の概要

名 称		松任文化会館	鶴来総合文化会館	松任学習センター
愛 称		ピーノ	クレイン	プララ
所 在 地		古城町2番地	七原町77番地	古城町305番地
開設年月日		S52.7.1	H12.7.15	H14.10.1
構 造		鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造） 地上5階、地下1階	鉄骨鉄筋コンクリート造 3階建て	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上2階、地下2階
施設用途		文化会館	文化会館	学習センター
施設規模	敷地面積	7,775 m ²	31,280 m ²	9,741 m ²
	建物面積	3,317 m ²	5,917 m ²	4,284 m ²
	延床面積	8,464 m ²	7,990 m ²	7,692 m ²
施設内容		1階 大ホール （1,200席） 事務室 2階 多目的室 3階 301、302、303、 304 研修室 4階 401 研修室 5階 （教育センター） 地階 共同研修室他	1階 ホール （800席） 2階 研修室 1.2.3.4.5 和室 茶室	1階 コンサートホール （356席） 2階 ライブシアター （120席） 研修室A B
駐車場等		会館駐車場、地下駐車場 会館南側駐輪場、北側駐輪場	会館駐車場、用水沿駐車場	会館東側駐車場、市民工房うるわし東側第2駐車場、北庁舎南側第3駐車場（新設）
併設施設		教育センター、青少年育成センター、PTA 連合会事務局、国際交流サロン、白山野々市更生保護サポートセンター絆、茶々（テナント）	鶴来図書館、鶴来北児童館、クレインプール、祇園（喫茶施設）	松任図書館、松任児童館

2 指定管理者が行う業務の内容

- (1) 施設の使用許可に関すること。
- (2) 施設の使用に係る料金の徴収に関すること。
- (3) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) 自主事業の実施等に関すること。
- (5) 施設の管理上、市長が必要と認めること。
- (6) 業務の細目は、業務仕様書のとおりとします。

3 指定期間等

- (1) 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）
- (2) 白山市と、指定期間を通じての基本的合意事項に係る基本協定を締結することとし、必要に応じ、会計年度（4月1日から翌年の3月31日まで）ごとに、細目を定める協定を締結するものとします。

4 管理運営経費

管理運営経費については、自主事業の使用料等の収入をもってこれに充てるものとし、指定管理料の支払い等については、業務仕様書のとおりとします。

5 応募資格等

- (1) 法人又はその他の団体であり、単体又は共同企業体の別は問いません。
 - ① 株式会社、NPO法人、その他任意団体等組織の形態は問いません。
 - ② 石川県内に事務所を有しない場合、当該指定管理期間中は、石川県内に事務所を設置すること。
 - ③ 個人での応募はできません。
- (2) 施設の管理運営能力を有し、かつ相当の実績があること。
- (3) 舞台公演事業の企画、立案、実施の能力を有し、かつ相当の実績があること。
- (4) 共同企業体については、構成する団体の一つが（2）及び（3）の実績を有すれば良いものとします。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、白山市における一般競争入札の参加を制限されている者
 - ② 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定の取消等を受けたことがある者
 - ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により、更正又は再生手続きをしている者
 - ④ 国税及び地方税の滞納をしている者
 - ⑤ 役員に次のいずれかに該当する者が含まれていること。

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員

なお、応募以降においても、上記(5)の項目に該当することとなった場合は、指定管理者の候補者となることができません。

6 募集に関する事項

(1) 募集要項等の配付

募集要項等を令和7年9月8日(月)～9月30日(火)に配付します。

配付場所 白山市観光文化スポーツ部文化課(白山市役所3階)
白山市教育委員会生涯学習課(白山市役所4階)
白山市ホームページからも募集要項等入手できます。

<http://www.city.hakusan.ishikawa.jp>

配付時間 午前9時～午後5時(土・日・祝日は、配付しません。)

(2) 応募予定者説明会の開催

応募予定者を対象とした説明会を次のとおり開催します。

開催日時 令和7年9月24日(水) 午前10時～

開催場所 白山市役所4階 応接室

参加人数 各団体2名以内とします。

参加申込 上記応募予定者説明会へ参加される団体の方は、参加申込書(別記様式1)を9月16日(火)午後5時までに、文化課へ提出してください。(E-mail、FAX、郵送可)

(3) 募集に関する質問の受付

募集に関する質問を次のとおり受け付けます。

受付期間 令和7年9月30日(火) 午後5時まで

提出方法 質問書(別記様式2)に記入の上、文化課へ提出してください。(E-mail、FAX、郵送可。)

※口頭による質問は、ご遠慮願います。

(4) 募集に関する質問の回答

質問に対する回答は、10月2日(木)に、市ホームページに掲載します。

(5) 申請書等の受付

受付期間	令和7年10月6日（月）～10月14日（火） ※土・日・祝日を除く
受付時間	午前9時～午後5時
提出先	白山市観光文化スポーツ部文化課（白山市役所本庁3階） 〒924-8688 白山市倉光二丁目1番地
提出方法	持参又は郵送 ※受付期間内に必着すること。
提出部数	紙媒体4部、電子データ（PDF形式）1式

7 提出書類

- (1) 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- (2) 指定管理者事業計画書（様式第2号）
- (3) 年度ごとの収支予算書（様式第3号）
- (4) 年度ごとの自主事業計画書及び自主事業内容（様式第4号）
- (5) 申出団体概要調書（様式第5号）
※団体の定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類及びパンフレット等、団体の概要がわかる資料も添付してください。
- (6) 市税滞納有無調査承諾書（様式第6号）
- (7) 法人登記事項証明書（登記簿謄本）
※法人の場合のみとし、法人以外の団体にあつては、代表者の住民票の写しを提出してください。
- (8) 国税の納税証明書
- (9) 経営状況に関する書類
※団体の現事業年度における収支予算書及び事業計画書
※団体の前事業年度における収支計算書及び事業報告書
- (10) 職員・従業員等調書
- (11) 類似施設等管理運営実績一覧表
※申出団体に類似施設等の管理運営実績がある場合
- (12) その他白山市が必要であると認める書類

8 応募者のプレゼンテーション

- 開催日時 令和7年10月30日（木）午後1時30分～
※応募数に応じて、詳細な時間を連絡します。
- 開催場所 白山市役所5階庁議室
- 参加人数 各団体2名以内とします。
- 内 容 指定された時間内で、自団体の管理運営の特徴や他より優れている管理形態、自主事業等を自由に論じていただきます。
※プレゼンテーション用資料（A3用紙2枚程度）を、事前に提出すること。

9 選定方法等

- (1) 指定管理者の候補者の選定（以下「選定」という。）は、白山市指定管理者選定会の審査に基づき、白山市長が行います。
- (2) 選定は、「11 候補者選定基準」により総合的に判断するものとします。
- (3) 選定された団体については、白山市議会での議決を経た後に、指定管理者として指定します。
- (4) 指定結果については、各申請者に文書で通知します。

10 候補者選定基準

- (1) 公の施設として利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、施設の設置目的に即し、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。
- (3) 施設の適切な維持管理及び管理費用の縮減が図られるものであること。
- (4) 施設の管理運営を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

11 協定の締結

選定後、選定された団体と細目の協議を開始し、議決後に協定を締結します。

12 その他

- (1) 申請に係る費用は、応募者の負担とし、提出された書類は返却しません。
- (2) 申請の撤回及び提出書類の修正は、軽微な修正を除き原則として認められません。
- (3) 必要に応じて、提出書類の内容について、聴き取り調査又は追加資料の提出を依頼する場合があります。
- (4) 提出書類及び選定結果については、公表する場合があります。

13 配付資料

- (1) 申請に係る様式（白山市ホームページからダウンロードできます。）
- (2) 白山市松任文化会館、白山市鶴来総合文化会館及び白山市松任学習センター指定管理者の業務仕様書
- (3) 施設の利用及び収支状況
- (4) 指定管理料設計書
- (5) 施設使用料について（白山市文化会館使用料徴収事務取扱要領、白山市松任学習センター使用料徴収事務取扱要領）
- (6) 施設の平面図
- (7) 白山市指定管理者制度に関する基本方針
- (8) 白山市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例及び同条例施行規則
- (9) 白山市文化会館条例、白山市松任学習センター及び同条例施行規則

14 問合せ先

〒924-8688 白山市倉光二丁目1番地

白山市観光文化スポーツ部文化課 担当：絹川

TEL：076-274-9573 FAX：076-274-9546

E-mail：bunka@city.hakusan.lg.jp

白山市教育委員会事務局生涯学習課 担当：重吉

TEL：076-274-9572 FAX：076-274-1665

E-mail：syogai@city.hakusan.lg.jp